



## 6 伊豆の国市総合計画審議会

### (1) 伊豆の国市総合計画審議会条例(平成17年9月12日条例第143号)

#### (設置)

第1条 伊豆の国市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、伊豆の国市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、調査及び審議する。  
2 審議会は、総合計画の進行管理に関する事項について、市長に対し意見を述べることができる。  
3 審議会は、前2項に規定するもののほか、総合計画に密接に関連するその他の重要な施策について、市長に対し意見を述べるができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

#### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

#### (解嘱)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。  
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。  
(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。  
(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

#### (会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。  
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。  
2 審議会の会議の議長は、会長が行う。  
3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。  
4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちからこれを互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、その経過及び結果を審議会に報告する。

(意見等の聴取)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年9月1日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。



## (2) 伊豆の国市総合計画審議会委員

(任期:令和3年10月11日～令和6年3月31日)

	役職	所属団体	氏名	選考理由
1	会長	静岡産業大学	小泉祐一郎	識見を有する者
2	委員	伊豆の国市商工会	大沢秀光	公共的団体の代表者
3	委員	伊豆の国市農業委員会	西島茂	公共的団体の代表者
4	委員	伊豆の国市観光協会	稲村浩宣	公共的団体の代表者
5	委員	伊豆の国市教育委員会	相原昇明	公共的団体の代表者
6	委員	NPO法人伊豆学研究会	橋本敬之	公共的団体の代表者
7	委員	伊豆の国市スポーツ協会	青崎美代子	公共的団体の代表者
8	委員	伊豆の国市民生委員児童委員協議会	高田幸久	公共的団体の代表者
9	委員	IZUCCO(いずっこ)制作実行委員会	中野あゆみ	公共的団体の代表者
10	委員	静岡県保育連合会東部支部	土山龍之	公共的団体の代表者
11	委員	伊豆の国市都市計画審議会	菊地雅秋	公共的団体の代表者
12	委員	伊豆の国市区連合会	神戸正道	公共的団体の代表者
13	委員	伊豆長岡温泉ミライ会議	今井裕久	公共的団体の代表者
14	委員	伊豆の国農業協同組合	鈴木正三	識見を有する者
15	委員	三島信用金庫	山本文彦	識見を有する者
16	委員	静岡新聞静岡放送	関有美	識見を有する者

### (3) 令和3年度第1回伊豆の国市総合計画審議会

日時：令和3年10月11日 13時30分～16時

場所：あやめ会館3階多目的ホール

#### 《委員の発言及び計画への反映》

発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・最重要課題は事業継承。事業主の高齢化が進んでいるが、事業主には関心が薄い。非常に手間がかかる問題なので支援してほしい。	基本方針2	2-1 就労・雇用への支援	2) 企業への支援	① 事業継承支援
・農業の課題は高齢化・後継者不足。 ・新規就農に向けた支援では、補助金だけでなく、農業の魅力の発信が必要。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	1) 新規就農者への支援	② 農業の魅力発信
・市民が市の特産品の応援できるような体制があると良い。 ・女性や若者との話し合いの場がほしい。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	2) 持続可能な営農環境の推進	① 市民に愛される農産物づくりの推進
・被災した農業事業者に対し、事業継続のための支援がほしい。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	2) 持続可能な営農環境の推進	② 継続できる営農体制の推進
・森林の水源涵養機能保護のため、太陽光パネルは、設置だけでなく管理についても行政で指導してほしい。	基本方針1	1-1 自然と共生するふるさとづくり	1) 森林保全・河川活用の推進	③ 自然環境と再生可能エネルギー発電施設との調和
・地元農産物と観光を結びつける仕組みがあれば良い。	基本方針2	2-2 魅力ある農業の振興	4) 新たなマーケット獲得に向けた取組促進	② 農商工等との連携の推進
	基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③ 農業体験観光の推進
	基本方針3	3-2 ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④ 食を生かした観光の推進
・文化財の展示場所がない。	基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	1) 歴史資産の保護	② 文化財・郷土資源の整備・活用
・観光での活用だけでなく、教育面での歴史遺産の保全・周知も厚くしてほしい。	基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	① 郷土愛を育む環境の整備
	基本方針4	4-1 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	② 郷土学習の充実
・長岡保育園・幼稚園のこども園化を進めてほしい。	基本方針5	5-1 子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	① 安心して預けることができる環境の整備
・教育総合センターを設置してほしい。	基本方針4	4-2 未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	⑥ 教育相談体制の一元化
・どこへでも公共交通機関で行けるような、交通インフラの整備がされると良い。	基本方針6	6-4 効果的な都市機能の推進	3) 地域の特性に応じた交通ネットワークの整備	③ 利用しやすい交通環境の充実



発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・市民が主体となって住みやすいまちにする方法を立案、実行することを行政が支援するまちにしたい。	基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	①地域・市民活動団体(NPO等)との協働
	基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進
・市民活動センターを設置してほしい。	基本方針7	7-1 みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進
・市に対し、住みやすいまちにするための方法について気軽に相談できる場所がほしい。	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	①対話による広聴活動の推進
	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	②幅広い意見聴取チャンネルの創出
・スポーツを行うことで健康寿命の延伸や生きがい・仲間づくりにつながる。福祉や生涯学習など、横断的な取組を行ってほしい。スポーツ協会を活用してほしい。	基本方針4	4-3生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	①スポーツ参加層の拡大
	基本方針4	4-3生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	②スポーツを通じた生きがいづくりの推進
・スポーツを活用した取組として、自らの住むまちの新たな魅力を発見できる、ロゲイニングなどがある。	基本方針4	4-3生涯学習の充実	4) 生涯スポーツの推進	①スポーツ参加層の拡大
・公共施設の維持・存続をお願いしたい。	基本方針6	6-4効果的な都市機能の推進	1) 生活基盤の適正な管理	④公共施設再配置の推進
・子育て世帯・ひとり親の相談窓口として、地域で助け合えるお互い様の地域づくり体制ができると良い。	基本方針5	5-5地域福祉体制の充実	2) 見守り体制の確立	④地域で支え合う体制づくりの強化
・職員も地域の声を聞いてほしい。	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	①対話による広聴活動の推進
・一人暮らしの高齢化が増加する中、新型コロナウイルスによる自粛により、高齢者の認知機能・身体機能の低下を懸念。	基本方針5	5-3高齢者福祉の推進	1) フレイル予防・介護予防	①フレイルの予防の推進
・将来にわたって福祉サービスを受けることができるような社会にしてほしい。	基本方針5	『基本方針5』全体の取組		
・アナウンスの一元化が必要。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化
	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の推進
	基本方針7	7-2 信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③多様な広報活動の展開
・子育てでモバイルやSNSを活用した情報発信が強化されると良い。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化

発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・子育て世代が参加できる仕組みづくり。窓口だけでなく、メールやLINEで意見を伝えられるようになると良い。	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	2) 広聴活動の充実	②幅広い意見聴取チャンネルの創出
・子育て世代がどこに相談に行けばいいかわからない。 ・子育て中の悩みを一元的に相談できる窓口がほしい。	基本方針5	5-5地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化	①相談窓口の充実
・情報発信を工夫してほしい。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の推進
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③多様な広報活動の展開
・新型コロナウイルスにより急速に少子化が進んでいる。少子化の加速に伴い、保育園は量の確保ではなく、質の向上にシフトしている。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	①安心して預けることができる環境の整備
・自然環境の魅力的なまちだが、交通が危ないため子どもが外出しにくい。子どもが安全に移動できる道路、自由に外遊びできる環境の整備が必要。 ・自転車道路の整備を進めてほしい。結果、子どもの安全な移動に繋がる。	基本方針1	1-2魅力ある景観形成の推進	2) 自然環境を活かした空間づくりの推進	②都市公園の維持・活用
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
・近所の大人による子どもたちの見守り体制があると良い。	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	②支援ボランティア等の配置
・質の高い保育・教育を提供するための人材の確保が必要。	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	2) 確かな学力を身に付ける教育環境の整備	③充実した教職員体制の確保
・中高生と保育・幼稚園が交流する機会があると良い。	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	1) 地域とともにある教育環境づくり	③世代間交流の推進
・障がいをもった子や乳幼児を市が手厚くみてあげる体制づくりが必要。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	2) 働く子育てを両立できる環境の整備	①安心して預けることができる環境の整備
	基本方針5	5-4障がい者福祉の充実	1) 障害福祉サービス等の充実	③子どもの発達・自立支援の充実
	基本方針5	5-4障がい者福祉の充実	2) 障がいに対する理解促進と意識啓発	②巡回相談支援員の派遣
・園給食で地産地消を行うためのつながりづくりが必要。	基本方針5	5-2健康づくりの推進	2) 食育の推進	②地産地消の推進
・交通インフラを活用してはどうか。	基本方針6	6-4効果的な都市機能の推進	2) 住みやすさ向上の推進	③東京圏に通勤・通学しやすい環境整備の検討
・市街地から離れた地域・山間地を維持していくことも大事。	基本方針6	6-4効果的な都市機能の推進	2) 住みやすさ向上の推進	②地域の特色を活かした土地利用の推進



発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・伊豆半島における伊豆の国市の立ち位置を記載したらどうか。	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	2) 広域観光の振興	②伊豆半島における広域観光の推進
・障がいやDVの課題など、単身高齢者の生活課題がよく問題に上がる。福祉的な家庭の悩みなどを相談できる窓口がとても重要。	基本方針5	5-5地域福祉体制の充実	1) 包括的な相談支援体制の強化	①相談窓口の充実
・消防団の成り手不足が深刻。	基本方針6	6-1自助・共助・公助による防災の強化	2) 共助による防災体制の確立	③持続可能な消防団活動の推進
・地域における少子化が進んでいる。 ・子どもたちが地元に戻ってこない。 ・進学を機に市外へ出た子どもたちを地元へ引き戻すための発信力の強化。	基本方針4	4-1歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	①郷土愛を育む環境の整備
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	④市民による情報発信の促進
・歴史や自然など、めぐまれた地域の特性を生かしたまちづくりが求められている。大河ドラマもチャンスの一つ。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	②大河ドラマを活用した魅力の発信
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	②歴史・文化遺産の活用
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③農業体験観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④食を活かした観光の振興
・地域を良くしようとするひと・団体との連携があると良い。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	③おもてなし機運の醸成
	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	④温泉街の振興
	基本方針7	7-1みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進
・健康と体験を結び付けた観光はどうか。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	2) 観光基盤の整備	①デジタル技術を活用したおもてなしの推進
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③農業体験観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④食を活かした観光の振興

発言の要旨	該当する基本方針	政策の柱	主要施策	主な取組
・観光や移住など、HPへの動画掲載など発信力の強化が必要。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	①魅力の効果的な情報発信
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の充実
・結婚・出産支援と子育て環境の充実は一連の取組であり、横断的に取り組むべき。	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	①ライフステージに沿った継続支援
・県外に出た子どもが地元に戻らないのは、地域の魅力を感じていないからでは。子どもたちに自分のまちのファンになってもらうための取組が重要。そのためにも、観光、農業、スポーツなどにおける学校との連携が必要。	基本方針4	4-1歴史・文化・芸術を活かすまちづくり	3) 郷土資産を学ぶ機会の創出	①郷土愛を育む環境の整備
	基本方針4	4-2未来を築く教育の推進	3) 生きる力を育む教育の充実	②探求学習の充実
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	④市民による情報発信の促進
・SNSを活用した情報発信が強化されると良い。	基本方針3	3-1訪れたいくなるまちづくり	1) 旬を活かした魅力発信	①魅力の効果的な情報発信
	基本方針5	5-1子育て支援の充実	1) 切れ目のない育児支援	②子育て情報発信の一元化
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	②正確かつ迅速な情報発信の推進
	基本方針7	7-2信頼される行財政運営	1) 広報活動の強化	③多様な広報活動の展開
・地域資源を生かした観光づくりを進めてはどうか。	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	①アウトドア観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	②歴史・文化遺産の活用
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	③農業体験観光の振興
	基本方針3	3-2ふれ合う、味わう、感じる観光の推進	1) 地域資源の活用	④食を活かした観光の振興
・地域を良くしようとするひと・団体との連携、市民や団体をつなげることが重要。	基本方針7	7-1みんなが主役のまちづくり	2) 官民連携によるまちづくり	②市民活動団体間の連携推進



